

令和6年6月 随意契約一覧（物品・委託契約）

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
1	6月3日	自動釣銭釣札機（カバー付き）の借上（4出張所分）	総合商社ベンキョウドー株式会社	1,296,900	借上を行う機器は、現在横川出張所ほかで借上しているキャッシュレス対応レジスターと連動して稼働する機器であり、指定事業者は、当該レジスターの借上契約の相手方であることから、対象機器と一体的に管理を行うことが最も合理的である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	窓口課
2	6月3日	災害用スマートフォン外の購入	東京アンテナ工事株式会社	1,243,000	災害時の連携ツールについては、一般の回線とは別に地域BWA（広帯域移動無線アクセス）によるインターネット回線で行っており、現在区内では唯一総務省の認可を受けている東京アンテナとの協定に基づき本回線の使用を行っている。同環境でIP無線を使用するため、当回線とセットで端末、ルーター等を購入し設定を行うことが必要である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康推進課
3	6月3日	融資斡旋システム改修委託	株式会社オプティマ	511,500	指定事業者は、墨田区で運用している当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	経営支援課
4	6月4日	歯科健診事業の対象年齢追加に伴うすみだ健康情報システムの改修委託	日本コンピューター株式会社	660,000	指定事業者は、墨田区で運用している当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	保健計画課
5	6月5日	「すみだ未来都市共創フォーラム及び（仮称）すみだSDGsアワード」企画・運営業務委託	株式会社ウェブリカ	4,000,000	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（令和5年7月18日付け5墨企政第173号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	行政経営担当、産業振興課
6	6月6日	「（仮称）墨田区地域公共交通計画」策定に係る調査等支援業務委託	株式会社アルメック	9,999,000	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した（令和5年7月31日付け5墨都都第203号決定）。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市計画課
7	6月11日	打刻中継サーバーの更改に伴うソフトウェア入替作業委託	アマノ株式会社 錦糸町支店	957,000	指定事業者は、現行利用している打刻勤怠管理システムの開発事業者であり、著作権を有しているため、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	ICT推進担当
8	6月11日	鐘ヶ淵周辺地区優先整備路線4・9号線における土地価格鑑定業務委託	株式会社大川不動産鑑定事務所	788,700	本業務は、道路拡幅整備に伴う用地取得の迅速かつ確実な手続きを担保する上で、該当路線の土地価格を複数の事業者によって同時期に調査し、客観的な評価を得るものであり、委託事業者の質を保つ必要があることから競争入札に馴染まない。 また、住宅市街地総合整備事業に係る用地買収対象地権者へ継続して用地交渉をする中で、事業者の入れ替わりにより年度毎の鑑定評価額に差が生じると地権者の再建計画等に影響が及ぶ可能性があることから、昨年度同地区の土地価格鑑定を受託した指定事業者と継続して契約を行う必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	密集市街地整備推進課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額(円)	指定理由	根拠法令	担当課
9	6月11日	鐘ヶ淵周辺地区優先整備路線4・9号線における土地価格鑑定業務委託	つばさ不動産鑑定株式会社	814,000	本業務は、道路拡幅整備に伴う用地取得の迅速かつ確実な手続きを担保する上で、該当路線の土地価格を複数の事業者によって同時期に調査し、客観的な評価を得るものであり、委託事業者の質を保つ必要があることから競争入札に馴染まない。 また、住宅市街地総合整備事業に係る用地買収対象地権者へ継続して用地交渉をする中で、事業者の入れ替わりにより年度毎の鑑定評価額に差が生じると地権者の再建計画等に影響が及ぶ可能性があることから、昨年度同地区の土地価格鑑定を受託した指定事業者と継続して契約を行う必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	密集市街地整備推進課
10	6月11日	鐘ヶ淵周辺地区優先整備路線10号線における土地価格鑑定業務委託	株式会社大川不動産鑑定事務所	917,400	本業務は、道路拡幅整備に伴う用地取得の迅速かつ確実な手続きを担保する上で、該当路線の土地価格を複数の事業者によって同時期に調査し、客観的な評価を得るものであり、委託事業者の質を保つ必要があることから競争入札に馴染まない。 また、住宅市街地総合整備事業に係る用地買収対象地権者へ継続して用地交渉をする中で、事業者の入れ替わりにより年度毎の鑑定評価額に差が生じると地権者の再建計画等に影響が及ぶ可能性があることから、昨年度同地区の土地価格鑑定を受託した指定事業者と継続して契約を行う必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	密集市街地整備推進課
11	6月11日	鐘ヶ淵周辺地区優先整備路線10号線における土地価格鑑定業務委託	つばさ不動産鑑定株式会社	990,000	本業務は、道路拡幅整備に伴う用地取得の迅速かつ確実な手続きを担保する上で、該当路線の土地価格を複数の事業者によって同時期に調査し、客観的な評価を得るものであり、委託事業者の質を保つ必要があることから競争入札に馴染まない。 また、住宅市街地総合整備事業に係る用地買収対象地権者へ継続して用地交渉をする中で、事業者の入れ替わりにより年度毎の鑑定評価額に差が生じると地権者の再建計画等に影響が及ぶ可能性があることから、昨年度同地区の土地価格鑑定を受託した指定事業者と継続して契約を行う必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	密集市街地整備推進課
12	6月11日	鐘ヶ淵周辺地区優先整備路線1・2・3・5号線における土地価格鑑定業務委託	株式会社大川不動産鑑定事務所	939,400	本業務は、道路拡幅整備に伴う用地取得の迅速かつ確実な手続きを担保する上で、該当路線の土地価格を複数の事業者によって同時期に調査し、客観的な評価を得るものであり、委託事業者の質を保つ必要があることから競争入札に馴染まない。 また、住宅市街地総合整備事業に係る用地買収対象地権者へ継続して用地交渉をする中で、事業者の入れ替わりにより年度毎の鑑定評価額に差が生じると地権者の再建計画等に影響が及ぶ可能性があることから、昨年度同地区の土地価格鑑定を受託した指定事業者と継続して契約を行う必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	密集市街地整備推進課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額(円)	指定理由	根拠法令	担当課
13	6月11日	鐘ヶ淵周辺地区優先整備路線1・2・3・5号線における土地価格鑑定業務委託	つばさ不動産鑑定株式会社	998,800	本業務は、道路拡幅整備に伴う用地取得の迅速かつ確実な手続きを担保する上で、該当路線の土地価格を複数の事業者によって同時期に調査し、客観的な評価を得るものであり、委託事業者の質を保つ必要があることから競争入札に馴染まない。 また、住宅市街地総合整備事業に係る用地買収対象地権者へ継続して用地交渉をする中で、事業者の入れ替わりにより年度毎の鑑定評価額に差が生じると地権者の再建計画等に影響が及ぶ可能性があることから、昨年度同地区の土地価格鑑定を受託した指定事業者と継続して契約を行う必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	密集市街地整備推進課
14	6月11日	京島地区優先整備路線1・2号線における土地価格鑑定業務委託	つばさ不動産鑑定株式会社	998,800	本業務は、道路拡幅整備に伴う用地取得の迅速かつ確実な手続きを担保する上で、該当路線の土地価格を複数の事業者によって同時期に調査し、客観的な評価を得るものであり、委託事業者の質を保つ必要があることから競争入札に馴染まない。 また、住宅市街地総合整備事業に係る用地買収対象地権者へ継続して用地交渉をする中で、事業者の入れ替わりにより年度毎の鑑定評価額に差が生じると地権者の再建計画等に影響が及ぶ可能性があることから、昨年度同地区の土地価格鑑定を受託した指定事業者と継続して契約を行う必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	密集市街地整備推進課
15	6月11日	京島地区優先整備路線1・2号線における土地価格鑑定業務委託	株式会社大川不動産鑑定事務所	995,500	本業務は、道路拡幅整備に伴う用地取得の迅速かつ確実な手続きを担保する上で、該当路線の土地価格を複数の事業者によって同時期に調査し、客観的な評価を得るものであり、委託事業者の質を保つ必要があることから競争入札に馴染まない。 また、住宅市街地総合整備事業に係る用地買収対象地権者へ継続して用地交渉をする中で、事業者の入れ替わりにより年度毎の鑑定評価額に差が生じると地権者の再建計画等に影響が及ぶ可能性があることから、昨年度同地区の土地価格鑑定を受託した指定事業者と継続して契約を行う必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	密集市街地整備推進課
16	6月11日	京島地区優先整備路線13号線における土地価格鑑定業務委託	つばさ不動産鑑定株式会社	998,800	本業務は、道路拡幅整備に伴う用地取得の迅速かつ確実な手続きを担保する上で、該当路線の土地価格を複数の事業者によって同時期に調査し、客観的な評価を得るものであり、委託事業者の質を保つ必要があることから競争入札に馴染まない。 また、住宅市街地総合整備事業に係る用地買収対象地権者へ継続して用地交渉をする中で、事業者の入れ替わりにより年度毎の鑑定評価額に差が生じると地権者の再建計画等に影響が及ぶ可能性があることから、昨年度同地区の土地価格鑑定を受託した指定事業者と継続して契約を行う必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	密集市街地整備推進課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額(円)	指定理由	根拠法令	担当課
17	6月11日	京島地区優先整備路線13号線における土地価格鑑定業務委託	株式会社大川不動産鑑定事務所	970,200	本業務は、道路拡幅整備に伴う用地取得の迅速かつ確実な手続きを担保する上で、該当路線の土地価格を複数の事業者によって同時期に調査し、客観的な評価を得るものであり、委託事業者の質を保つ必要があることから競争入札に馴染まない。 また、住宅市街地総合整備事業に係る用地買収対象地権者へ継続して用地交渉をする中で、事業者の入れ替わりにより年度毎の鑑定評価額に差が生じると地権者の再建計画等に影響が及ぶ可能性があることから、昨年度同地区の土地価格鑑定を受託した指定事業者と継続して契約を行う必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	密集市街地整備推進課
18	6月11日	京島地区優先整備路線14号線における土地価格鑑定業務委託	つばさ不動産鑑定株式会社	998,800	本業務は、道路拡幅整備に伴う用地取得の迅速かつ確実な手続きを担保する上で、該当路線の土地価格を複数の事業者によって同時期に調査し、客観的な評価を得るものであり、委託事業者の質を保つ必要があることから競争入札に馴染まない。 また、住宅市街地総合整備事業に係る用地買収対象地権者へ継続して用地交渉をする中で、事業者の入れ替わりにより年度毎の鑑定評価額に差が生じると地権者の再建計画等に影響が及ぶ可能性があることから、昨年度同地区の土地価格鑑定を受託した指定事業者と継続して契約を行う必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	密集市街地整備推進課
19	6月11日	京島地区優先整備路線14号線における土地価格鑑定業務委託	株式会社大川不動産鑑定事務所	975,700	本業務は、道路拡幅整備に伴う用地取得の迅速かつ確実な手続きを担保する上で、該当路線の土地価格を複数の事業者によって同時期に調査し、客観的な評価を得るものであり、委託事業者の質を保つ必要があることから競争入札に馴染まない。 また、住宅市街地総合整備事業に係る用地買収対象地権者へ継続して用地交渉をする中で、事業者の入れ替わりにより年度毎の鑑定評価額に差が生じると地権者の再建計画等に影響が及ぶ可能性があることから、昨年度同地区の土地価格鑑定を受託した指定事業者と継続して契約を行う必要がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	密集市街地整備推進課
20	6月14日	空調機の借上(令和4年度旧隅田小学校外1校設置分)(再リース)	有限会社飯沼電機	752,400	当該リース物件は、当初のリース期間が終了しても十分に使用することができる状況であり、かつ、当初契約の相手方である上記事業者が所有権を有している。よって、本業務を履行することができるのは、指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	庶務課
21	6月14日	労務環境モニタリング実施委託	東京都社会保険労務士会	825,000	本業務は、労務条件についての調査を行うものであり、関係法令の知識及び労務条件に対する見識が必要である。労働・社会保険諸法令及び人事・労務管理の専門家である社会保険労務士は、本業務に最適な人材である。指定事業者は、社会保険労務士が必ず入会しなければならない団体であるため、個人ではできない統一した基準・方法・考え方等により調査をすることができる都内唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	行政経営担当

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額(円)	指定理由	根拠法令	担当課
22	6月17日	区立保育園・認定こども園小破修繕、縫製作業及び明るい保育園・認定こども園環境改善委託	公益社団法人墨田区シルバー人材センター	7,640,000	指定事業者は、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」第37条第2項に規定するシルバー人材センターであり、本件は指定事業者から役務の提供を受ける契約である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	子ども施設課
23	6月19日	「すみだ防犯・防火ガイドブック」第3版及び概要版の作成委託	株式会社東京法規出版	2,029,500	指定事業者は「すみだ防犯・防犯ガイドブック」現行版の著作権を有しており、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	安全支援課
24	6月20日	(仮称)墨田区災害時受援応援計画策定支援業務委託	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	5,000,000	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した(令和6年6月14日付け6墨都危防第343号決定)。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	防災課
25	6月21日	胃がん検診未受診データ登録に伴うすみだ健康情報システムの改修委託	日本コンピューター株式会社 東京営業所	825,000	指定事業者は、墨田区で運用している当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	保健計画課
26	6月21日	錦糸町駅北口交通広場モニュメント点検委託	株式会社コトブキ	1,196,800	本件は、点検対象であるモニュメントの特殊な構造から、高度な専門的技術が必要であり、受託者はその特性、構造等を熟知している必要がある。したがって、本業務を効果的かつ効率的に履行することができるのは、本モニュメントの設計、施工及び設置業者である指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	道路・橋りょう課
27	6月21日	教師用教科書及び指導書の購入(緑小学校外7校)	総合商社ベンキョウドー株式会社	3,408,770	【物品】 墨田区教育委員会が採択した教科書でなければならないため、指定する。 【事業者】 教師用教科書・指導書については、文科省の教科書無償給付制度の取扱ルート(教科書発行者 特約供給所 取次供給所)により教科書を供給することとなり、指定事業者は、特約供給所が指定した本件納入先の取次供給所である。したがって、指定事業者を指定する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学務課
28	6月21日	「28万人の平和メッセージ」折鶴再生紙制作委託	株式会社ユニバーサルポスト	1,029,600	本件は、テープで貼り付けて展示するため古紙としてのリサイクルが難しい本区の折鶴のみを用いて再生紙を制作するものである。 指定事業者は、本区以外の折鶴と混ぜることなく、本区の折鶴から再生紙を小ロットで制作することができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	文化芸術振興課
29	6月21日	令和5年度(2023年度)予算の執行実績報告書の印刷	大東印刷工業株式会社	914,760	指定事業者は、前年度の版データを所有し、かつ再三の校正や緊急の印刷に対応できる設備と人員を保有しており、短期間で納品可能な業者は指定事業者しかいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財政担当

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額(円)	指定理由	根拠法令	担当課
30	6月23日	歯科診療ユニット外の購入	ケーオーデンタル株式会社 東京営業所	13,293,720	<p>【物品】 指定製品は「心身障害児(者)歯科相談等事業」で必要な作動時の振動・速度、診療椅子への乗降及びうがい用のし易さ等への配慮が他社製品と比較して特に優れている。 また、株式会社ヨシダは、製造、開発、販売、サービス等の部門を墨田区内に有していることから故障時等の緊急時にも即応が可能である。 歯科ユニットの稼働に要する機器一式については、当該ユニットとの適合性が最も高い品である。 以上の理由から指定する。</p> <p>【事業者】 今回指定している株式会社ヨシダ及び東京技研の製品は代理店の指定があるため販売経路が限られており、墨田区において購入できる業者は指定業者のみである。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康推進課
31	6月24日	区議会議員健康診断の委託(単価契約)	医療法人社団こころとからだの元気プラザ	単価契約	<p>指定事業者は、令和6年度の職員課による職員健康診断等委託を入札により受託した事業者である。 区議会議員の健康診断実施については、平成11年2月22日予算特別委員会でも「一般の区民から特権的だと捉えられるような過剰な内容を控え、基本的に区の職員が受診する健康診断と同様の項目、同じ検査機関に委託し、職員健康診断と同水準とすることが必要である。」と言及されていることから、本業務を受託できるのは指定事業者のみである。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	区議会事務局
32	6月24日	人材育成システムの改修作業委託	コムコ株式会社	15,400,000	<p>指定事業者は、墨田区で運用している当該システムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	職員課
33	6月24日	教師用教科書及び指導書の購入(中和小学校外12校)	株式会社ナカヤ	4,898,828	<p>【物品】 墨田区教育委員会が採択した教科書でなければならないため、指定する。</p> <p>【事業者】 教師用教科書・指導書については、文科省の教科書無償給与制度の取扱ルート(教科書発行者 特約供給所 取次供給所)により教科書を供給することとなり、指定事業者は、特約供給所が指定した本件納入先の取次供給所である。したがって、指定事業者を指定する。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学務課
34	6月25日	吾孺立花中学校エレベーター保守点検委託	株式会社日立ビルシステム 首都圏支社	831,600	<p>指定事業者は、本件の保守対象であるエレベーターの製造及び設置業者であり、当該機器の仕様や設置状況を熟知している。また、交換部品は他社製品と互換性がなく指定事業者以外は調達できないため、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	庶務課

項番	契約日	件名	契約の相手方	契約金額(円)	指定理由	根拠法令	担当課
35	6月25日	介護に関する入門的研修の実施業務委託	株式会社ツクイスタッフ	2,145,000	本業務を行うに当たり「墨田区プロポーザル方式実施要綱」に基づくプロポーザルを実施し、指定事業者を選定した(令和6年6月6日付け6墨福介第1124号決定)。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	介護保険課
36	6月25日	すみだ保健子育て総合センター自動制御設備保守点検業務委託	日本電技株式会社 東京本店	2,640,000	指定事業者は、当該施設において中央監視装置及び自動制御機器を施工した事業者であり、監視・制御するためのデータファイル・制御ソフトウェアについても指定事業者が制作しており、当該データ等は同事業者が保持する管理システム上で取り扱う必要がある。したがって、指定事業者でなければ、当該保守点検に伴う障害や不具合が生じた際の速やかな原因の切り分け及び迅速な対応が不可能であり、本業務を履行することができるのは指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	新保健施設等開設準備室
37	6月25日	認知症ケアパスの印刷	株式会社社会保険出版社	1,570,800	【物品】 本パンフレットは、認知症の当事者及びその家族、今後認知症になる恐れがある人、認知症の人を地域で支える担い手となる人に対し配布するものである。そのため、認知症に関する早期受診の必要性や適切な対応方法、認知症の人が使用できるサービス等、認知症の予防、地域の見守りの重要性のすべての要素が含まれている必要がある。 3種のパンフレットを比較した結果、区が必要としている全ての内容が網羅されており、より普及啓発の効果が高いと見込まれるため、本パンフレットを指定する。 【事業者】 指定事業者は指定製品の著作権を有しているため、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課
38	6月26日	戸籍への氏名の振り仮名追加に係る戸籍情報システムの機能改修委託	株式会社両毛システムズ 東京支社	3,520,000	指定事業者は、本件の保守対象であるシステムの開発元であり、著作権上の理由から、本業務を履行することができるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	窓口課
39	6月28日	すみだ保健子育て総合センター駐車場管理運営業務委託	アマノマネジメントサービス株式会社	1,177,740	本業務の対象である駐車場管理機器を取り扱えるのは、機器設置事業者から指定を受けて当該機器と連動した24時間体制の管理システムを保持する指定事業者のみであり、本業務を履行することができるのは指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	新保健施設等開設準備室